医療法人社団誠馨会 千葉メディカルセンター 看護部

内定者向け奨学金制度について

【奨学金貸付条件・貸付期間】

貸付対象者	① 4年制看護大学に既に在籍している者。
	② 看護師養成機関(4年制看護大学以外)に既に在籍している者。
	③ 助産師養成機関に入学が決定した者。
	(1)看護師
貸付条件	① 2020年3月迄にインターンシップまたは病院見学に参加した者。
	② 2020年3月迄に奨学金貸付希望を申し出て、採用試験に応募した者。
	(2) 助産師
	① 2020 年 4 月迄にインターンシップまたは病院見学に参加した者
	② 2020 年 4 月迄に奨学金貸付希望を申し出て、採用試験に応募した者。
	かつ採用試験を受験し、内定した者。
貸付金額	月額4万円
貸付期間	最終学年の最長1年間
	※看護師は内定の決まった月(2020 年 4~6 月)から貸付開始
	※助産師は内定の決まった翌月分から貸付開始

※奨学金の貸付期間および当院で職員として勤務する期間は無利息とする。

【補足】

- (1) 奨学金の貸付を受けた者が、学校を卒業後、免許を取得し、当院に看護職員として採用され、貸付を受けた期間と同年数以上勤務したときは、奨学金貸付額の返済を免除する。但し、本年数には在籍期間といえども、休職、育児休暇、長期欠勤の期間は算入しないものとする。
- (2) 学校を卒業後、当院に看護職員として就職しなかったときは、貸付を受けた奨学金の全額を卒業した月の翌月末日までに、一括返済(利息を含む)しなければならない。